名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第98号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5款 小切手(第96条—第108条)」を「第5款 削除」に改める。

第25条第1項中「小切手」の次に「等(令第156条第1項第1号に規定する 小切手等をいう。以下同じ。)」を加える。

第50条中「満した」を「満たした」に改め、「(令第156条第1項第1号に 規定する小切手等をいう。以下同じ。)」を削り、「ときは」を「ときは、」 に改める。

第69条第2項中「支払期日又は期限のある支払金に係る」を削り、「期日又は期限」を「支払期日又は支払をすべき期限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会計管理者等がやむを得ない理由があると認めるときは、この限

りでない。

第88条第1項及び第89条中「小切手又は」を削る。

第3章第4節第5款を次のように改める。

第5款 削除

第96条から第108条まで 削除

第120条第1項中「小切手」を「小切手等」に改める。

第22号様式から第24号様式までを次のように改める。

第22号様式から第24号様式まで 削除

第70号様式から第73号様式までを次のように改める。

第70号様式から第73号様式まで 削除

第74号様式中

Γ

請求番号	第	号	小切手番号	第	号

を

請求番号

第

号

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(公印規則の一部改正)

2 公印規則(昭和37年名古屋市規則第9号)の一部を次のように改正する。 別表市会計管理者印の項中

 \rfloor

Γ

てん書 径 15 名 古屋 市	やまと 古字	方	21	名 古 屋 市会計管理者	会計事務用	会計室 会計課長	
	てん書	径	15				を

Γ

やまと 古字 方 21 名 古 屋 市 会 計 管 理 者	会計事務用 会計室 会計課長
-------------------------------------	----------------

改める。

に